

改正先取り!



令和5年度助成金セミナー

働き方改革助成金で新コース
キャリアアップ助成金の改正について



令和5年
1/27 (金)
13:00~16:00

【参加特典】就業規則・36協定Wordひな形
出勤簿Excel例36協定新規作成届出無料

ところ ひょうご税理士法人 (本店)

● セミナー講師 ●



助成金申請とそれに関連する就業規則の作成が業務の90%を占める「助成金専門社労士」。開業7年で、兵庫県、大阪府等15都道府県・延べ1,200コース超(約14億円)の助成金申請実績を誇る。



まどか社会保険労務士法人
パートナー社労士 山上幸一先生

● プログラム概要 ●

- (1)まどか社会保険労務士法人 代表開催挨拶
納税から政府からお金をもらう/最新の助成金サービス提供
- (2)働き方改革助成金で新コース
 - ・働き方改革推進助成金(適用猶予業種対抗コース)とは
 - ・全業種対応の(時短・年休コース)とは
 - ・どんな機械、システムが対象か
 - ・要件の36協定、就業規則は
- (3)キャリアアップ助成金の改正点について
 - ・(正社員化コース)令和4年10月1日改正おさらい
 - ・不支給は令和5年度から 正社員化コース2023年問題

改正先取り、令和5年度助成金セミナー申込書

FAX: 06-6429-2150

WEBから申込↓

貴社名		業種	
ご住所	〒	従業員数	
TEL		FAX	
ご参加者	<input type="checkbox"/> リアル参加 <input type="checkbox"/> ZOOM参加	部署・役職	
	<input type="checkbox"/> リアル参加 <input type="checkbox"/> ZOOM参加	部署・役職	



働き方改革推進支援助成金 適用猶予予定業種等対応コースのご案内

36協定の時間引下げて 最大8割(200万円)助成

例:建設業で労働者数8人のA社は、令和5年3月までに月限度時間70時間の36協定が労基署に届出済みであった。

令和5年4月以降、交付申請して、決定後に時短のためにミニショベル250万円を購入し、36協定限度時間を60時間に下げて労基署に届出した。

支給は、250万円×8割で200万円です。

働き方助成金(適用猶予コース)ができる理由

建設業でも、令和6年4月1日以降、36協定の上限は原則として、月45時間・年360時間となります。そのため、厚労省では、「適用猶予コース」を令和5年度概算要求しています。

基本条件

- (1) 土木、建築、設備等を問わず、労働者が1人でもいる建設業であること
- (2) 令和5年3月までに、例月70時間の36協定を届出していること
- (3) 令和5年4月以降、36協定を月60時間以下とし、時短になる建機等を購入すること

主な対象機械、システム

労働者の時短に役立つ機械、システム

ミニショベル、ドローン、軽トラック、貨物自動車(ハイブリッドを除く)、フォークリフト、3Dプリンタ、ダンプトラック、ミニバックホウ、パワーゲート付き貨物自動車、高所作業車、除雪機、型枠自動洗浄機、斜面对応型の小型草刈機、塗装機械、建築工事最新見積システム、建築積算システム、建設業用業務ソフト等

まどか社会保険労務士法人

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目6番27号

TEL. 06-6429-1301 / FAX. 06-6429-2150 担当 塩冶